

「今後の土砂災害対策の進め方」検討委員会報告書 概要

土砂災害対策に関する現状と課題

土砂災害防止法に基づくソフト対策

- 土砂災害警戒区域・特別警戒区域
区域指定の遅れによる警戒避難体制の整備や新規開発抑制の効果発現の遅れ
- 警戒避難体制の整備
避難勧告・指示が適切な時期に発令されていない
避難勧告が発令されても住民の避難行動につながっていない

施設整備

- 要対策箇所の整備
・整備率が約30%であり、完了までにさらに長期間が必要
- 急傾斜地崩壊対策（土石流対策に比べ効果が限定的であり公益性が小さい）
・受益と負担のバランスが取れておらず、一般納税者の不公平感が大きい
・完成後の維持管理について府、市町村、地元の間で明確な取り決めがない。

今後の土砂災害対策の進め方

【基本理念】

「府内での土砂災害による犠牲者ゼロの継続」
（人命を守ることを最優先）

ソフト対策

「凌ぐ」

ハード対策

「防ぐ」

「逃げる」～住民自ら避難行動がとれる社会の構築～

総合的・効率的な施策の着実な推進

土砂災害防止法に基づく区域指定を基軸とした施策の展開

★第一に「逃げる」施策の重点実施 （自助、共助を支える公助）

- 施策の根幹をなす区域指定に基づいた「地区単位のハザードマップ」の早期作成
- 危険個所の明確化と住民周知「気づき」
- 警戒避難体制の整備「深め」
- 住民の避難行動意識の向上「動く」

★第二に「凌ぐ」施策の展開

- 区域指定の効果発現と既存家屋への支援
- 特定開発の制限や建物規制
- 特別警戒区域内の既存家屋に対する移転支援
- 特別警戒区域内の既存家屋に対する補強支援

★第三に「防ぐ」施策の効率化と適切な役割に基づく推進

- 区域指定の基礎調査結果に基づく対策実施箇所の選定
- 「土石流」「急傾斜地崩壊」の対策実施箇所の重点化
- 「地すべり」は挙動が確認された場合実施
- 急傾斜地崩壊対策事業に伴う受益者負担金の徴収
- 急傾斜地崩壊対策施設の地元・行政における管理分担の明確化

- 区域指定優先順位の早期確立と指定完了
- 避難判断基準マニュアルや土砂災害発生危険基準線（CL）の適宜見直しや的確な避難勧告・指示情報の発信手法の検討
- モデル地区におけるハザードマップの作成とNPO・大学等と連携した他地区への早期作成展開および住民参加型避難訓練の実施による住民の避難行動意識の向上

- 家屋移転助成の制度活用促進
- 家屋補強の助成に関する制度の構築



- 「災害発生の危険度」と「災害発生時の影響」および地域要因を考慮した土石流・急傾斜地崩壊対策事業実施箇所の優先順位付け
- 受益者負担金の徴収に関する手法の確立
- 急傾斜地崩壊対策施設の維持管理に関するルール作りと実施